

平成 20 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 トラスコ中山株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中山哲也
 (コード番号 9830 東証・大証第一部)
 問合せ先 取締役経営管理本部長
 藪野忠久(TEL06 - 6543 - 0971)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 20 年 6 月 13 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

株主総会の招集の請求、株主提案権の行使など株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規則で定められるよう現行定款第 11 条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり、改めるものであります。(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (株式取扱規則) 第 11 条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取り及び買増し、 <u>その他株式に関する請求</u> の手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	第 2 章 株 式 (株式取扱規則) 第 11 条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取り及び買増し、 <u>その他株式又は株主の権利行使に際して</u> の手続及び手数料は、 <u>法令又は定款に定めるほか</u> 、取締役会の定める株式取扱規則による。

(注)上記変更案は、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年 6 月 13 日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 20 年 6 月 13 日(金)
 定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 13 日(金)

以上